

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 6 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成 1 4 年 9 月 1 8 日 (水)

場 所 : 久美浜町 福祉センター

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(その 4)

(2) 協議第 2 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 4)

(3) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

(4) 次回の小委員会の予定について

第 7 回建設・産業小委員会

日 時：1 0 月 1 0 日(木)午後 2 時 3 0 分から

場 所：網野町 あみの図書館 会議室

3 その他

第6回 建設・産業小委員会

協議第1号

19-24 建設関係事業の取扱い(その4)

平成14年9月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	9 道路除雪				分科会名	都市計画建設分科会		
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 道路除雪体制								
除雪指令体制	課長が判断し指令する	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
除雪期間	12月15日～3月15日	同左	同左	同左	同左	同左	同左	
町保有除雪車両台数	3t=1台 5t=1台 6t=2台 9t=1台 12t=1台 計6台	3t=1台 9t=3台 11t=1台 12t=2台 ロータリー=12t=1台 計8台	6t=1台 9t=4台 計5台	2tトラック=1台 3t未満=8台 3t=2台 11t=2台 12t=3台(ロータリー1台) 計16台	2tトラック=3台 6tトラック=2台 6t=2台 9t=2台 12t=1台 ロータリー=2台 計12台	8t=1台 11t=3台 12t=1台 計5台		
町職員オペレーター数	20人	23人	無	10人	22人	無		
町職員による除雪車両台数	5台	7台	無	2台	12台	無		
業者借上車両台数	3t=2台 4t=1台 5t=3台 6t=10台 7t=2台 9t=6台 12t=1台 15t=3台 計28台	3t=10台 6t=10台 9t=2台 14t=2台 19t=1台 計25台	3t=3台 4t=2台 5t=3台 7t=4台 8t=1台 9t=6台 11t=2台 13t=1台 15t=1台 計23台	3t=6台 4t=1台 6t=1台 7t=5台 9t=3台 計16台	無	8t=1台 9t=5台 10t=1台 11t=1台 12t=1台 計9台		
町除雪延長(km)	20.8km	20km	無	25.0km	47.25km	無		
業者除雪延長(km)	81.5km	58km	107km	70.3km	無	66.6km		
委託業者数	20業者	14業者	16業者	10業者	無	9業者		
国府道除雪委託延長(km)	8.3km	19km	7.9km	11.2km	32.0km	25.2km		
除雪出動積雪深(cm)	15cm	同左	同左	同左	同左	同左		
委託による地区除雪数	無	同左	同左	8地区	無	同左		
2 委託料								
委託料の算定方法	業者除雪	京都府単価に準ずる	同左	同左	同左	無	峰山町と同じ	
	地区除雪	無	同左	同左	労務費=1時間1,200円 燃料費=実費	無	同左	
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	9 道路除雪		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 道路除雪体制 各町の除雪体制に相違がある。</p> <p>2 委託料 ・業者委託 = なし(業者委託による委託料の算定は、各町とも京都府の単価に準じており同一である) ・地区除雪 = 丹後町のみに対応であり、委託料の算定も独自のものである。</p>		<p>(案)</p> <p>1 道路除雪体制 現行のまま、新市に継承する。 なお、新市移行後に到来する除雪体制については、業者委託を基本とし、現行の除雪路線を減少させることなく、均衡上必要がある場合は追加することも検討し、整備する。</p> <p>2 委託料 業者委託の委託料については、新市移行後においても、現行のとおり京都府の単価に準じ算定する。 丹後町の地区除雪における委託料の算定については、新市移行後に検討する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	15 準用河川の占用及び管理				分科会名		都市計画建設分科会	
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 占用料							(準用河川なし)	
占用徴収条例の有無	無	同左	同左	同左	同左	同左		
占用料の額	無	同左	同左	同左	同左	同左		
2 占用等手続								
準用河川管理規則等の有無	無(河川法に基づき処理)	同左	同左	同左	同左	同左		
3 管理								
占用申請書の管理方法	簿冊管理	同左	同左	同左	同左	同左		
河川法	<p>(河川及び河川管理施設) 第三条 この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。 2 略 (土地の占用の許可) 第二十四条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 (土石等の採取の許可) 第二十五条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。 (工作物の新築等の許可) 第二十六条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。 2・3・4・5 略 (土地の掘削等の許可) 第二十七条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 2・3・4・5・6 略 (この法律の規定を準用する河川) 第一百条 一級河川及び二級河川以外の河川で市町村長が指定したものの(以下「準用河川」という。)については、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「都道府県」とあるのは「市町村」と、「国土交通大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。 2 前項に規定するもののほか、この法律の規定の準用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>							
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	15 河川の占用及び管理		分科会名	都市計画建設分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 占用料 特になし</p> <p>2 占用等手続 各町とも準用河川管理規則の規定がない。</p> <p>3 管理 特になし</p>		<p>(案)</p> <p>1 占用料 各町とも占用料は徴収していないため、当面は現行のとおりとし、新市移行後、準用河川管理規則の作成時において検討する。</p> <p>2 占用手続 準用河川管理規則の規定については、新市に移行後作成する。 (道路については、道路占用規則が制定されており、法定外公共物については、公共物管理条例が制定されているなか、準用河川のみ管理規則が制定されていない状況となっている。このため、準用河川の台帳整備を図り、管理規則を制定する必要がある)</p> <p>3 管理 久美浜町を除き、各町とも同じ扱いのため、簿冊管理とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

第6回 建設・産業小委員会

協議第2号

19-28 農林水産事業の取扱い(その4)

平成14年9月18日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会		
分類		1 農業の取扱い 農業振興事業						分科会名		農業分科会		
現況												
項目												
	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
					国	府						
1 農業振興事業 (国府補助事業)	農業技術者会議活動強化事業	町	地域農業のしくみづくりや産地づくり、認定農家等の経営支援、新規就農支援など、共通する課題実現に向けて活動を実施する。	京都府地域農業振興事業補助金交付要綱	50	0	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左
	山村振興等地域連携推進事業	町	中山間地域の活性化を図るため、農林業と他産業の連携を図り、付加価値の高い地元産品の開発、都市と農村の交流及び人口対策として地域外人口の流入促進に向けて、調査・研究を行いハード事業の円滑な推進を図る。	山村振興等地域連携推進対策事業交付要綱	50	0		14年度実施		14年度実施	同左	
	中山間地域等直接支払交付事業	地元	耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念される中間地域等において農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保するという観点から国民の理解の下に直接支払いを実施する。	中山間地域等直接支払制度実施要綱	50	25	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左
	中山間地域等直接支払推進事業	町	中山間地域等直接支払事業の推進	中山間地域等直接支払推進事業実施要綱	50	0		14年度実施	同左	同左	同左	同左
	中山間地域等規模拡大支援事業	町	中山間地域の急傾斜や小区画のほ場整備済の水田を対象に農業経営に意欲ある担い手は経営規模拡大等行う場合、平坦な地域との生産又は作業コストの格差に応じた助成金を交付する。	中山間地域等規模拡大支援事業実施要領	0	50		14年度実施		14年度実施	同左	同左
	農地保有合理化事業	町	農地の保有合理化を推進することを目的に農用地等の取得、農業用機械等のリースを促進。	農業経営基盤強化促進法施行令	60	40				14年度実施	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業		分科会名	農業分科会
課 題		調 整 結 果		
1 農業振興事業 (国府補助事業)		(案) 1 農業振興事業 (国府補助事業) 新市においても国府補助事業を活用して、事業を実施する。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会		
分類		1 農業の取扱い 農業振興事業						分科会名		農業分科会		
現況												
項 目												
	助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
					国	府						
1 農業振興事業 (国府補助事業) つづき	先導的利用集積事業	町	利用集積活動において、一定以上実績を達成した実績に応じた促進費を交付することにより育成すべき農業者への農地利用集積を図る。	先導的利用集積事業実施要綱	50	25	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左
	担い手農家育成助成金交付事業	町	認定農家の規模拡大意欲を助長するとともに、地域農業担い手再編を図る。	担い手農家育成助成金交付事業補助金交付要綱	0	50	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左
	新地域農場づくり事業	地元	地域農業と農村を守り活性化を図るため、地域の実情に応じた合理的で生産性の高い農業生産に取り組み、地域受託組織等担い手の育成を図る。	京都府地域農業振興事業実施要領	0	100		14年度実施				
	特定農山村地域振興対策事業	地元	高収益・高付加価値型農業の展開等に向けて行う新規作物の導入試験、消費者への産地直接販売体制の整備などの実践的なソフト活動の計画的な実施のために必要な中山間地域振興基金を造成し、中山間地域の活性化を図る。	特定農山村総合支援事業実施要綱	1/3	0		14年度実施		14年度実施	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業	分科会名	農業分科会		
課 題		調 整 結 果			
つづき		つづき			
1 農業振興事業 (国府補助事業)		(案) 1 農業振興事業 (国府補助事業)			
		小委員会確認期日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会			
分類		1 農業の取扱い 農業振興事業				分科会名		農業分科会					
現 況													
項 目													
	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	補助率		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
					国	府							
1 農業振興事業 (国府補助事業) つづき	新山村振興農林漁業特別対策事業 [農業振興事業]	町	山村等中山間地域の振興を促進するため、地域の特性を活かした農林漁業の振興等を図る。	新山村振興農林漁業特別対策事業補助金交付要綱	50	4		14年度実施					
	新山村振興等農林漁業特別対策事業 [山村都市交流事業、自然景観保全推進事業、定住促進生活環境整備事業]	町	同上	同上	50	5				14年度実施	同左		
	京の園芸産地育成支援事業 [バイブハウス等整備事業] ・京都ブランド産地形成型	地元	稲作から施設園芸への生産構造の転換を一層加速させ、農家所得の向上等を図るために生産流通条件整備を行う。	農業・農村活性化総合対策事業補助金交付要綱	0	50	14年度実施	同左		14年度実施	同左	同左	
	京の園芸産地育成支援事業 [バイブハウス等整備事業] ・小規模産地強化型	地元	同上	同上	0	40			14年度実施				
	京の園芸産地育成支援事業 [生産流通改善条件整備事業] ・生産改善条件整備型	地元	同上	同上	0	45						14年度実施	
	若い企業的農業後継者育成事業	認定農業者	国営農地開発事業において大規模畑作営農が展開されていくなかで、新規就農者等の中核的担い手農家が国営開発畑で就農するにあたり、農業施設・機械等の就農条件を整備し、効率的かつ安定的な農業経営を図る。	同上	0	25		14年度実施				14年度実施	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業				分科会名	農業分科会
現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
2 農業経営改善支援センター	<p>峰山町農業経営改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 経営感覚に優れた効率のかつ安定的な農業経営体を目指して地域農業担い手認定農業者に対して支援相談活動を実施する。 ・総括推進員の設置 1名 ・認定農業者数 法認定 4人 町認定 31人 ・根拠法令 農業経営基盤強化促進法 峰山町農業経営改善支援センター設置要綱 	<p>大宮町農業経営改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・総括推進員の設置 同左 ・認定農業者数 法認定 14人(内法人1) 町認定 17人 ・根拠法令 同左 大宮町農業経営改善支援センター設置要綱 	<p>網野町農業経営改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・総括推進員の設置 同左 ・認定農業者数 法認定 34人(内法人1) 町認定 20人(内組織2) ・根拠法令 同左 網野町農業経営改善支援センター設置要綱 	<p>丹後町農業経営改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・総括推進員の設置 同左 ・認定農業者数 法認定 10人 町認定 13人(内組織1) ・根拠法令 同左 	<p>弥栄町農業経営改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・総括推進員の設置 同左 ・認定農業者数 法認定 18人(内法人1) 町認定 30人 ・根拠法令 同左 	<p>久美浜町農業構造改善支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・総括推進員の設置 同左 ・認定農業者数 法認定 43人 町認定 20人(内組織7) ・根拠法令 同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業振興事業			分科会名	農業分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>4 農業経営改善支援センター</p> <p>各町とも地域農業担い手認定農業者に対して支援相談活動を実施している。</p>			<p>(案)</p> <p>4 農業経営改善支援センター</p> <p>新市において、農業経営改善支援センターを新たに設置する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 畜産振興事業	分科会名		農業分科会	

項目	現 況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
参考 飼育状況等について						

	乳用牛		肉用牛(繁殖)		肉用牛(肥育)		採卵鶏		ブロイラー	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数	戸数	羽数
峰山町	0	0	3	39	0	0	1	25,000	0	0
大宮町	1	4	2	5	0	0	0	0	0	0
網野町	9	554	4	161	2	96	1	48	2	25,600
丹後町	1	22	11	276	3	26	0	0	0	0
弥栄町	2	59	14	334	1	6	0	0	1	16,000
久美浜町	1	36	7	50	0	0	0	0	0	0
合計	14	675	41	865	6	128	2	25,048	3	41,600

資料：京都府農林水産部畜産課（平成14年2月時点）

1 家畜伝染病予防事務	知事又は家畜防疫員が家畜の検査、注射、薬浴又は投薬を行う場合において当該検査等の期日及び場所を家畜の所有者に対し周知徹底し、かつ、検査等の準備をする事務 実施状況報告書提出事務	同左	同左	同左	同左	同左
-------------	---	----	----	----	----	----

京都府家畜伝染病予防事務委託要綱
 第2条 前条の規定により、知事が市町村長に委託する事務は、次に掲げる事務の一部とする。
 (1) 法第5条、第6条及び第30条の規定により、知事又は家畜防疫員が家畜の検査、注射、薬浴又は投薬（以下「検査等」という。）を行う場合において、当該検査等の期日及び場所を家畜の所有者に対し周知徹底し、かつ、検査等の準備をする事務
 (2) 検査等の実施期間を経過した日から7日以内に、その実施状況報告書（別記第1号様式）に家畜検査等連名簿（別記第2号様式）を添えて、当該市町村の区域を所管する家畜保健衛生所長に報告する事務

家畜伝染予防法 家畜伝染病予防事務委託要綱	同左	同左	同左	同左	同左
--------------------------	----	----	----	----	----

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 畜産振興事業	分科会名		分科会名	農業分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 家畜伝染病予防事務</p> <p>各町同一の事務を行っている。</p>			<p>(案)</p> <p>1 家畜伝染病予防事務</p> <p>家畜防疫体制の円滑な推進を図るため、現行のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日				協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会			
分類		1 農業の取扱い 畜産振興事業				分科会名		農業分科会					
現 況													
項 目													
	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	国		府	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
2 畜産振興事業 (国府補助事業)	畜産基盤再編総合整備事業	京都府 農業開発公社	飼料基盤に立脚した効率的な経営体の重点的な育成と、これを核とした畜産主産地の整備等を図るため、離農跡地の集積等を図りつつ、草地整備改良等の基本施設整備、農業用施設整備等を総合的に行う。	畜産基盤再編 総合整備事業 補助金交付要綱	基本施設整備 50%	基本施設整備 20%				14年度実施	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 畜産振興事業	分科会名	農業分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 畜産振興事業 (国府補助事業)			(案) 2 畜産振興事業 (国府補助事業) 新市においても、国府補助事業を活用して、事業を実施する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会		
分類		1 農業の取扱い 土地改良事業				分科会名		農業分科会				
現況												
項 目												
1 土地改良事業 (国府補助事業)	補助事業名	事業主体	事業内容	根拠法令等	国 府		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜
					国	府						
	府営水田農業経営確立排水対策特別事業	府	排水路を改良し、稲作からの転換を可能にし、土地利用の高度化を進め、農村の生活水準を高める。(峰山町赤坂・丹波H16完了予定)	土地改良事業関係補助金交付要綱	50	25	14年度実施					
	府営ほ場整備事業(担い手育成型)	府	関係農業者の合意形成を円滑に進め、速やかに生産基盤と生活環境の一体的整備を行うことによって、農業構造の確立に資する。(久美浜町海部北部H18、丹後町竹野沖田H17完了予定)	土地改良事業関係補助金交付要綱	50	27.5				14年度実施		14年度実施
	府営農村振興総合整備(地環境整備)事業	府	国営農地開発事業で建設された支線道路等を拡張または待避所を設置し、走行性を改善し、農業の一層の観光化を推進する。(弥栄、網野、久美浜H16完了予定)	農村整備事業補助金交付要綱	50	25			14年度実施			14年度実施
	丹後広域営農団地農道整備事業	府	事業期間 昭和60年度～平成19年度 各町の事業費負担率は、平成12年度に改正。(H19完了予定)	土地改良事業関係補助金交付要綱	50	32.5	14年度実施		14年度実施	同左	同左	
	基盤整備促進事業 [区画整理]	町	地域の実態に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の加速的な推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営を確立する。(峰山町内記H18、久美浜町葛野鹿野H16完了予定)	農村振興対策事業費補助金等交付要綱	55	15	14年度実施					14年度実施
	基盤整備促進事業 [用排水施設]	町	地域の実態に即したきめの細かい土地基盤の整備及び農用地の利用集積等の加速的な推進を図り、農業の生産性の向上、効率的・安定的な農業経営を確立する。(大宮町口大野H16完了予定)	農村振興対策事業費補助金等交付要綱	55	5		14年度実施				
	府営中山間地域総合整備事業 [一般型・広域重構型]	府	それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行う。	中山間総合整備事業補助金交付要綱	55	30		14年度実施				
	府営ほ場整備事業(一般型)	府	農地等の区画形質の変更と、耕地の汎用化を推進し、水田農業の生産性の向上を図る他、そのほ場条件等の整備を行うことによって、農業生産性の向上を図る。	土地改良事業関係補助金交付要綱	45	27.5						14年度実施

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 土地改良事業	分科会名	農業分科会		
課 題			調 整 結 果		
1 土地改良事業 (国府補助事業)			(案) 1 土地改良事業 (国府補助事業) 新市においても国府補助事業を活用して、事業を実施する。 継続事業については、新市においても引き続き実施する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目		19-28 農林水産業の取扱い				整理番号		専門部会名		農林水産部会		
分類		1 農業の取扱い 土地改良事業				分科会名		農業分科会				
現況												
項 目												
1 土地改良事業 (国府補助事業) つづき	補助事業名	事業 主体	事業内容	根拠法令等	補助率		峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜
					国	府						
	団体営ため池等整備事業	町	農業用ため池及びその他用排水施設の自然災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り併せて国土の保全に資する。	農地防災事業等補助金交付要綱	50	25					14年度実施	
	土地改良施設維持管理適正化事業	町 地元	土地改良施設の整備補修を行うことにより機能の維持と耐用年数の確保を図る。	土地改良事業関係補助金交付要綱	30	30	14年度実施	同左	同左	同左	同左	同左
	小規模農業基盤整備事業	町	国庫補助とならない小規模な農業基盤整備事業の実施により農業経営の安定を図る。	農業基盤整備事業関係補助金交付要綱	0	40 (へき地50)	14年度実施					
	小規模老朽ため池整備事業	町	国庫補助の対象とならない小規模な農業用ため池の自然災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り併せて国土の保全に資する。	農業基盤整備事業関係補助金交付要綱	0	55					14年度実施	
	災害復旧事業 [農地災害]	町	異常な天然現象によって被害を受けた農地、農業用施設を原形復旧する。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	暫定法 激甚法 による	0				14年度実施		14年度実施
	災害復旧事業 [農業用施設]	町	同上	同上	暫定法 激甚法 による	0	14年度実施		14年度実施			14年度実施
	担い手育成基盤整備関係連動化促進事業 [高生産性農業集積促進事業]	町	農地流動化とより質の高い連担化と畑利用水田の集積を促進することを目的に、水田畑利用の定着・拡大と土地利用率の向上を促進する。	担い手育成基盤整備関係連動化促進事業実施要綱	50	50		14年度実施				
	担い手育成基盤整備関係連動化促進事業 [土地利用調整推進事業]	町	ほ場整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的・安定的な農業を営み、又は営むと見込まれる者へのより質の高い農用地の利用集積を促進する。	担い手育成基盤整備関係連動化促進事業実施要綱	50	25				14年度実施		14年度実施

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い			整理番号		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業関連利子補給制度					分科会名	農業分科会
	現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 農業経営基盤強化資金 利子助成（府制度）	<p>峰山町農業経営基盤強化資金利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う。 ・給付対象者 農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者 ・対象となる資金の種類 農業経営基盤強化資金 ・利子補給率 京都府農業経営基盤強化資金事務取扱要領の別表のとおり ・根拠法令等 京都府農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 峰山町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 			<p>丹後町農業経営基盤強化資金利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に対し利子助成を行う ・給付対象者 農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者 ・対象となる資金の種類 農業経営基盤強化資金 ・利子補給率 京都府農業経営基盤強化資金事務取扱要領の別表のとおり ・根拠法令等 京都府農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 丹後町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱 	<p>弥栄町農業経営基盤強化資金利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・給付対象者 同左 ・対象となる資金の種類 同左 ・利子補給率 同左 ・根拠法令等 同左 <p>弥栄町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱</p>	<p>久美浜町農業経営基盤強化資金利子助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 同左 ・給付対象者 同左 ・対象となる資金の種類 同左 ・利子補給率 同左 ・根拠法令等 同左 <p>久美浜町農業経営基盤強化資金利子助成金交付要綱</p>	
2 天災による被害農業者 に対する経営資金等に 係る利子補給 （府制度）						<p>久美浜町天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 天災によって損失を受けた農業者に対し、農業経営の安定を図る。 ・給付対象者 資金を貸付けた農業協同組合又は金融機関 ・利子補給の対象となる資金の種類 利子補給：経営資金、特別農業経営資金 損失補填：経営資金 ・利子補給率 府要綱別表の市町村の利子助成率の欄に掲げる率 ・根拠法令等 天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給金及び損失補償金交付要綱 	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱いについて	整理番号	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 農業関連利子補給制度		分科会名	農業分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>1 農業経営基盤強化資金利子助成（府制度）</p> <p>峰山町、丹後町、弥栄町、久美浜町が実施している。</p> <p>2 天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給（府制度）</p> <p>久美浜町のみ実施している。</p>		<p>(案)</p> <p>1 農業経営基盤強化資金利子助成（府制度）</p> <p>峰山町、丹後町、弥栄町、久美浜町の例により統一し、新市に移行する。</p> <p>2 天災による被害農業者に対する経営資金等に係る利子補給（府制度）</p> <p>久美浜町の例により統一し、新市に移行する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日